

# 医療法人 樹光会 訪問看護ステーションあふい運営規程

(居宅サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人 樹光会が開設する訪問看護ステーションあふい（以下「事業所」という）が行なう訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問看護員が、在宅にて療養を受け、医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 一 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ基本的人権を享有する個人としての尊厳を維持し日常生活を営めるよう援助を行なう。
- 二 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町、その他地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 三 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称は 訪問看護ステーションあふい  
所在地 三木市大村 200 番地

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所は次のとおり職員を設置する

- 一 所長 1名 看護師（常勤兼務）  
所長は、事業所と訪問看護員等の管理及び業務の一元化を行なう。
- 二 訪問看護員 2名以上 看護師又は准看護師（常勤専従）  
1名以上 看護師又は准看護師（非常勤兼務）
- 三 事務員 1名（常勤兼務）

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- 一 営業日は月曜日から土曜日までとする。  
(祝日及び、12月29日～1月3日を除く)
- 二 営業時間は通常時間として9時から17時とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 健康チェック
- 二 医師の指示による医療的処置の実施
- 三 身の回りの介護方法についての指導と援助
- 四 介護支援専門員や、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携
- 五 かかりつけ医師・医療機関への連絡調整

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問看護師は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、居宅介護支援事業所に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(利用料)

第8条 利用料は介護報酬及び医療報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

第9条 次条の通常の事業実施区域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- 一 1kmあたり 40円
- 二 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は下記のとおりとする。

三木市・小野市・加東市・神戸市西区・加西市・西脇市

(研修の確保)

第11条 訪問看護師等の資質の向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

(秘密の保持)

第12条 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応)

第13条 訪問看護師は、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 二 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 三 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 二 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置する。

(暴力団等の排除)

第15条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けないものとする。

(サービス提供の記録の整備)

第16条 事業所は、訪問看護サービスに関する記録、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第17条 事業者は、その提供する訪問看護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

二 事業者は、前項における評価の結果を公表するように努めなければならない。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第18条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所において、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的で開催するとともに、その結果について従事者へ周知徹底を図る。
- 二 事業所において感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の作成)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 三 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職場におけるハラスメントの防止)

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動及び優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他)

第21条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人樹光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年9月1日 制定

平成27年6月1日 一部改訂

平成 28 年 4 月 1 日 一部改訂  
平成 29 年 4 月 1 日 一部改訂  
平成 29 年 5 月 15 日 一部改訂  
平成 29 年 10 月 1 日 一部改訂  
令和 7 年 6 月 1 日 一部改訂  
令和 8 年 1 月 1 日 一部改訂